

認定特定増殖事業者への技術指導（ジベレリン処理）を行いました

令和2年8月31日

林木育種センターは、成長、雄花着生性、剛性、通直性等の特性に特に優れたものとして農林水産大臣が指定した「特定母樹」の増殖を行う「認定特定増殖事業者」への技術的な助言・指導等を行う業務を担っています。関西育種場では、令和2年6月25日に、関西育種基本区内の認定特定増殖事業者に対して、特定母樹を鉢上げしたスギミニチュア採種園（屋内）でのジベレリン処理について技術支援を行いましたので紹介します。

ジベレリンはスギやヒノキの着花を促進する植物ホルモンの一種です。通常、採種園の採種木が成熟し安定的に種子が生産できるようになるまで、スギでは植栽後十数年ほどかかりますが、ジベレリン処理を行うことにより、植栽後数年程度で種子を生産することが可能になります。スギでは、ジベレリン水溶液を直接噴霧する簡便な方法で着花促進が可能のため、今回もこの方法について説明しました。一般に市販されているジベレリン粉末を100ppmの濃度になるよう水に溶かし、しっかりと攪拌したのち、背負式噴霧器により葉面が十分に濡れるまで散布までの手順を、実際の噴霧作業を行いながら説明しました。

また、スギの場合、雄花・雌花をそれぞれ着花促進するためには2回噴霧処理を行う必要があります。1回目は雄花の着花促進のために6月末頃、2回目は雌花の着花促進のために7月中旬頃散布する必要があることも合わせて説明しました。

今回支援した事業者はこの春から増殖作業に従事し始めたばかりだという担当者の方でしたので、丁寧な説明に努めました。



写真1.作業手順の説明



写真2.散布方法の説明・確認

（関西育種場）